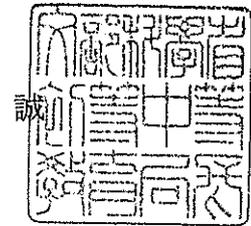




28文科初第1879号
平成29年4月3日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
各国公私立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律等の
改正について（通知）

このたび、議員立法により独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）が改正され、平成29年4月1日より、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に次の業務が追加されることとなりました（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律」については別添1参照）。

- ・専修学校（高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の管理下における生徒の災害につき、当該生徒の保護者に対して、災害共済給付を行うこと。
- ・当分の間、一定の基準を満たす認可外保育施設（法附則第8条第1項第2号及び第5号に掲げる施設をいう。以下同じ。）及び企業主導型保育施設（同項第6号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の管理下における児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うこと。

これを受け、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第124号）」（別添2）、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第26号）」（別添3）、「沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第61号）」（別添4）及び「独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第4号）」（別添5）が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとな

りました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

また、これらのことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等専修学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、域内の市町村及び所轄の高等専修学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の高等専修学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

なお、本通知は、厚生労働省から都道府県の福祉担当部局に、内閣府から公益財団法人児童育成協会に周知をお願いしているところです。

記

第1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令関係

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係(第1条関係)

(1) 高等専修学校の災害共済給付について、共済掛金の額を1,840円(定時制については980円、通信制については280円)に定める等必要な規定を定めることとしたこと。

(2) 一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付について、共済掛金の額を350円(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯については40円)に定める等必要な規定を定めるとともに、必要な規定を準用することとしたこと。

2 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係(第2条関係)

沖縄県におけるセンターの共済掛金に関する特例の対象に、沖縄県の区域において行われる高等専修学校の生徒並びに一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の児童についての災害共済給付に係る共済掛金を加えることとしたこと。

3 施行期日等(附則関係)

(1) この政令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

(2) 平成29年度の高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付に係る共済掛金の支払期限を7月31日までとすることとしたこと。

第2 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令関係

1 一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設に係る災害共済給付に必要となる手続等について、学校における手続等を準用することとし、その他所要の改正を行うこととしたこと。

2 平成29年度の高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設の災害共済給付に係る契約締結期限を7月31日までとすることとしたこと。

第3 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十

九年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正関係
センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額について、沖縄県の区域において行われる高等専修学校は920円（定時制については490円、通信制については140円）、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設は175円（生活保護法による保護を受けている世帯については20円）としたこと。

第4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等関係

1 法附則第8条第1項第2号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準関係

(1) 当該施設の保育従事者の6割以上を保育士等の有資格者とする等職員の配置に係る基準を満たしていることとしたこと。

(2) 当該施設が認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第5章（第33条の規定を除く。）に規定する内容をいう。）に適合すると認められるものであることとしたこと。

(3) 当該施設が認可保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していることとしたこと。

ここでいう「児童の福祉のために必要な保育の水準」は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添「認可外保育施設指導監督基準」をいう（以下2（3）において同じ。）。

2 法附則第8条第1条第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準関係

(1) 施設の種類の区分に応じ、当該施設の保育従事者の一定割合以上を保育士等の有資格者とする等職員の配置に係る基準を満たしていることとしたこと。

(2) 当該施設が特定保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に係る基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第2章（第23条第一項の規定を除く。）、第3章（第29条、第31条及び第34条第1項の規定を除く。）又は第5章（第44条及び第47条の規定を除く。）に規定する内容をいう。）に適合すると認められるものであることとしたこと。

(3) 当該施設が特定保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していることとしたこと。

3 1又は2の基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、1又は2の基準に適合することが確認されたものとする。

ここでいう「必要な資料」とは、子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業）の交付を受けるために必要な資料をいい、「都道府県又は市町村による実地の調査」とは、認可化移行運営費支援事業による現地調査及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」を踏まえて行われる児童福祉法第59条に基づく年一回以上の立入調査をいう。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL : 03-5253-4111 (内線2917)
FAX : 03-6734-3794
e-mail : anzen@mext.go.jp

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）」に改める。

第十五条第一項第八号中「学校及び」を「学校、」に改め、「という。」の下に「及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）」を加える。

附則第八条第一項を次のように改める。

センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。）

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業（次号において「特定保育事業」という。）を行う施設

五 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

附則第八条第三項中「学校の設置者」を「学校」に、附則第八条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附則

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 晋三

改正後	改正前
<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園又は専修学校</u>（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 七 略</p>	<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、<u>幼稚園又は幼保連携型認定こども園</u>（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 七 略</p>

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九・十 略

2 略

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。）

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九・十 略

2 略

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等（保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とす

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業（次号において「特定保育事業」という。）を行う施設

五 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五

るものをいう。）及び特定保育事業（同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下における同法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六
条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

2
略

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一
条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用について
は、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項
各号に掲げる施設」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは
「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第
十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

2
略

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一
条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用について
は、第三十一条第一項中「学校の設置者」とあるのは「附則第八
条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保
育事業を行う者」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附
則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五
条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特
別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用
の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一
項第七号、第十六条第二項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む）、第十七条第一
項から第三項まで（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む）及び第四項並びに第二十九
条第一項並びに附則第八条第二項において準用する同法第十六条第四項及び第十七条第五項並びに沖
縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第五十六條第一項の規定に
基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部
を次のように改正する。

第三条第七項中「及び高等専門学校」を、「高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十
二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいい、同法第二百五条第一項に規定す
る高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中（昭和二十二年法律第二十六
号）を削り、第十一條ただし書の下に「同法第三百三十三條第一項において準用する場合を含む。」
を加え、同条第八項中「及び高等専門学校」を、「高等専門学校及び専修学校」に改める。

第四条第五項第一号中「及び」を「並びに国」に、「第十九条第二項において単に「国立大学
法人」という」を「を含む。第十九条第二項において同じ」に改め、「同じ」の下に「及び専修学
校」を加える。

第七条第二号及び第八条中「高等学校」の下に「及び専修学校」を加える。

第十条第二号及び第十六条第二号中「及び幼保連携型認定こども園」を、「幼保連携型認定こど
も園及び専修学校」に改める。

第十九条第二項中「国立大学法人」を「国」に改める。

附則第五条第一項中「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げ
る施設」に改め、「及び特定保育事業（法附則第八条第一項に規定する特定保育事業をいう。以下こ
の条において同じ）」を利用する児童」を削り、同項ただし書中「及び特定保育事業を利用する児童」
を削り、同条第三項中「法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「保育所等」
に改め、「要保護児童」との下に「第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども
園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」とを加え、「附則第八条第一項に規定す
る保育所等」をいう。以下この条を「附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項」に
改め、「及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ）」を行
う者の当該特定保育事業」及び「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同条第四
項中「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同項第二号中「若しくは特定保育
事業が行われる場所」を削る。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）
第二条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百
六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び幼保連携型認定こども園」を、「幼保連携型認定こども園及び専修学校（高
等課程に係るものに限る。）」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各
号に掲げる施設」に改め、「以下この条において同じ」及び「並びに沖縄県の区域において行われ
る特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童」を削る。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年年度の共済掛金の支払期限の特例）

2 平成二十九年年度の共済掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第三条に規定する専修学
校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るもの
に限る。）の支払期限については、第一条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興セン
ター法施行令（以下「新令」という。）第九条（新令附則第五条第三項において準用する場合を含む）
中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 晋三

- ◇ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百二十四号） 新旧対照条文

目次

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号） 1
- 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号） 7

改 正 後	改 正 前
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をい、同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法第十一条ただし書（同法第三百三十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p>

8 センターは、高等学校、高等専門学校及び専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第十九条第二項において同じ。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)及び専修学校並びに地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。)が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

8 センターは、高等学校及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)並びに地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。)が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

(共済掛金の額)

第七条 (略)

一 (略)

二 高等学校及び専修学校 千八百四十円(夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあつては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては二百八十円)

三・四 (略)

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

第八条 法第十七条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり二十五円(高等学校及び専修学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては、二円)とする。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 (略)

(共済掛金の額)

第七条 (略)

一 (略)

二 高等学校 千八百四十円(夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあつては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては二百八十円)

三・四 (略)

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

第八条 法第十七条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり二十五円(高等学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては、二円)とする。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理)

第十九条 (略)

2 学校の設置者が国、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童（生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童をいう。）については、一人当たり四十円とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理)

第十九条 (略)

2 学校の設置者が国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）及び特定保育事業（法附則第八条第一項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を利用する児童一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童（生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童及び特定保育事業を利用する児童をいう。）については、一人当たり四十円とする。

2 (略)

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。

この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。)」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。)」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校(法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)」の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等(法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項において同じ。)」の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。)」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。)」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校(法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)」の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等(法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。))及び特定保育事業(同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。))を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)」とあるのは「長」と読み替えるもの

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童が保育を受けている場合

二 児童が通常の経路及び方法により保育所等に通い、又は保育所等から帰宅する場合

三 (略)

とする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童が保育を受けている場合

二 児童が通常の経路及び方法により保育所等若しくは特定保育事業が行われる場所に^場通い、又は保育所等若しくは特定保育事業が行われる場所から^場帰宅する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議してこれらの場合に準ずる場合として定める場合

○沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、幼保連携型認定こども園及び専修学校（高等課程に係るものに限る。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）並びに沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>

○文部科学省令第二十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（附則第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第三項において準用する同令第三条第一号イ及びロ並びに第二条、第五条第一項第二号から第五号まで並びに第十三条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「保育所等」を「法附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、同条中「附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例）

2 平成二十九年年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（以下「新令」という。）第二十七条（新令附則第七条において準用する場合を含む。）中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十六号）
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>附 則</p> <p>（<u>法附則</u>第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付）</p> <p>第七条 <u>法附則</u>第八条第一項各号に掲げる施設の災害共済給付については、<u>第十七条</u>第二項、<u>第十九条</u>から<u>第二十五条</u>まで、<u>第二十七条</u>、<u>第二十八条</u>並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。</p>
改 正 前	<p>附 則</p> <p>（<u>保育所等</u>の災害共済給付）</p> <p>第七条 <u>法附則</u>第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、<u>第十七条</u>第二項、<u>第十九条</u>から<u>第二十五条</u>まで、<u>第二十七条</u>、<u>第二十八条</u>並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。</p>

前文中「又は幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、「又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）」を利用する児童を削り、「平成二十九年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第二号中「高等学校」の下に「又は専修学校」を加える。

第五号中「又は特定保育事業を利用する児童」を削る。

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

○文部科学省告示第六十一号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。題名中「平成二十七年」を「平成二十九年」に改める。

沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示（平成二十九年文部科学省告示第六十一号） 新旧対照表

○ 沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖繩県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十九年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十九年度以後の共済掛金の額を定める等の件</p> <p>一 義務教育諸学校の児童又は生徒 四百六十円（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、二十円）</p>	<p>沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定により、沖繩県に所在する義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、又は幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生若しくは幼児又は保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の児童（同項に規定する児童をいう。第一号を除き、以下同じ。）又は沖繩県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童について独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額は、平成二十七年四月一日以後次のとおりとする。</p> <p>平成十六年文部科学省告示第八十四号（沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成十六年度以後の共済掛金の額を定める等の件）は、廃止する。</p> <p>沖繩県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年年度以後の共済掛金の額を定める等の件</p> <p>一 義務教育諸学校の児童又は生徒 四百六十円（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯に属する児童又は生徒にあつては、二十円）</p>

二 高等学校又は専修学校の生徒 九百二十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については四百九十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては百四十円）

三 高等専門学校の学生 九百四十円

四 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 百三十五円

五 保育所等の児童 百七十五円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、二十円）

二 高等学校の生徒 九百二十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒については四百九十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては百四十円）

三 高等専門学校の学生 九百四十円

四 幼稚園又は幼保連携型認定こども園の幼児 百三十五円

五 保育所等の児童又は特定保育事業を利用する児童 百七十五円（生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童にあつては、二十円）

○文部科学省 告示第四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号) 附則第八条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等

一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という)附則第八条第一項第二号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であり、かつ、これらの合計数の六割以上が保育士又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者(以下「有資格者」という)であること。
ロ 当該施設が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第五章(第三十三条の規定を除く。)の規定に適合すると認められるものであること。
ハ 当該施設が児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。
ニ 法附則第八条第一項第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。
イ 次の表の上欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。

施設の種類	要件
児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設	家庭的保育者(児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この表において同じ。)を配置すること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十号)以下この号において「令」という)第二十七号に規定する小規模保育事業A型を目的とするもの	保育従事者について、その員数が第一号に定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第二十七号に規定する小規模保育事業C型を目的とするもの	家庭的保育者を配置すること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が二十人以上のもの	保育従事者について、その員数が第一号に定める数の合計数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が十九人以下のもの	保育従事者について、その員数が第一号に定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること

ロ 当該施設が令第二章(第二十三条第一項の規定を除く。)、第三章(第二十九条、第三十一条及び第三十四条第一項の規定を除く。)、又は第五章(第四十四条及び第四十七条の規定を除く。)の規定に適合すると認められるものであること。

ハ 当該施設が児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。

三 法附則第八条第一項第二号又は第五号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、第一号又は第二号の基準に適合することが確認されたものとする。